

市長と固定資産評価審査委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、市長と固定資産評価審査委員会との間の事務の補助執行に関して、次のとおり協議する。

（固定資産評価審査委員会書記への補助執行）

第1条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を固定資産評価審査委員会書記に補助執行させる。

- （1）固定資産評価審査委員会の所掌に係る予算の調製及び執行に関すること。
- （2）固定資産評価審査委員会の所掌に係る市議会の議案に関すること。
- （3）固定資産評価審査委員会の所掌に係る財産の取得、管理及び処分に関すること。
- （4）固定資産評価審査委員会の所掌に係る損害賠償に係る和解に関すること。

（委任）

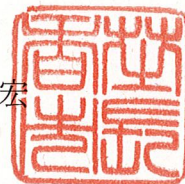
第2条 この協議により定められた事項の施行に関し必要な事項は、市長及び固定資産評価審査委員会が協議して定める。

附 則

この協議は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

香芝市長 福岡 憲 宏



香芝市固定資産評価審査委員会委員長 出川 洋

